

救急隊員学術研究会運営要綱

1.目的

本研究会は、全国消防長会関東支部内の各消防本部に所属する救急隊員及び消防職員の救急業務に関する研究を行うことを目的とする。

2.会員

会員は、全国消防長会関東支部内の各消防本部に所属する救急隊員及び消防職員で、本研究会への参加者をもって構成する。

- 2 本研究会参加によって付与される会員資格は、その期限を学術研究会開催より一年間とする。

3.役員

- (1)本研究会の円滑な運営を図るため、世話人会を置く。
- (2)世話人会は、次の者をもって構成する。
 - ア. 全国消防長会関東支部長、同支部事務局関係者
 - イ. 日本救急医学会関東地方会本研究会担当幹事
 - ウ. 日本救急医学会関東地方会事務局所在地消防本部関係者
 - エ. 本研究会開催地消防本部関係者
- (3)世話人会の代表者は、全国消防長会関東支部長とする。

4.運営

本研究会の運営は、世話人会において決めるものとする。

5.集会

本研究会は、原則として日本救急医学会関東地方会の学術集会にあわせて開催するものとする。

6.経費

経費は、本研究会への参加者の参加費その他をもってあてるものとする。

7.本要綱の改正は、世話人会出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

附則 本要綱は、昭和60年10月17日より施行する。